別紙１

法人ＪＡネットバンク利用規定の改正新旧対照表

（下線は、改正箇所）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>第１章　（略）

第２章　照会・振込サービス
28　（略）
29　振込・振替機能
(1)～(8)　（略）
(9)　依頼内容の訂正、組戻し
<table><tr><td>a</td><td>（略）</td></tr><tr><td>b</td><td>振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。
(a)～(b)　（略）
(c)　組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。</td></tr><tr><td>c～d</td><td>（略）</td></tr></table>
第３章　（略）

第４章　伝送サービス
31～35　（略）
36　総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定
(1)～(11)　（略）
(12)　依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除きます。）
<table><tr><td>a</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>第１章　（略）

第２章　照会・振込サービス
28　（略）
29　振込・振替機能
(1)～(8)　（略）
(9)　依頼内容の訂正、組戻し
<table><tr><td>a</td><td>（略）</td></tr><tr><td>b</td><td>振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。
(a)～(b)　（略）
(c)　組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。自己宛小切手または現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。</td></tr><tr><td>c～d</td><td>（略）</td></tr></table>
第３章　（略）

第４章　伝送サービス
31～35　（略）
36　総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定
(1)～(11)　（略）
(12)　依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除きます。）
<table><tr><td>a</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

（下線は、改正箇所）

新	旧
b　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。 (a)～(b)　（略） (c)　組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。	b　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。 (a)～(b)　（略） (c)　組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。自己宛小切手または現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。
c　（略）	c　（略）
37～39　（略）	37～39　（略）
以上	以上

付　則

この規定の改正は、令和８年４月１日から施行する。

別紙２

ＪＡデータ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定の改正新旧対照表

（下線は、改正箇所）

新	旧
第１章　（略）	第１章　（略）
第２章　基本サービス	第２章　基本サービス
26～27　（略）	26～27　（略）
28　総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通	28　総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
(7)　依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除きます。）	(7)　依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除きます。）
a　（略）	a　（略）
b　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。	b　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。
(a)～(b)　（略）	(a)～(b)　（略）
(c)　組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。	(c)　組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。自己宛小切手または現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。
c　（略）	c　（略）
29～31　（略）	29～31　（略）
第３章　（略）	第３章　（略）
以上	以上

付　則

この規定の改正は、令和８年４月１日から施行する。